

【標準処理期間表】

区分	製 造 所 等 の 別
A	① 製造所 ② 屋内貯蔵所（区分B①に該当するものを除く。） ③ 屋外タンク貯蔵所 ④ 給油取扱所（区分B⑦に該当するものを除く。） ⑤ 販売取扱所 ⑥ 移送取扱所 ⑦ 一般取扱所
B	① 屋内貯蔵所（高層のもの（府令第16条の2・第16条の2の3第3項・第16条の2の4第3項・第16条の2の6第3項）、建築物の一部に設けるもの（令第10条第3項）、指定過酸化物質等を貯蔵し、又は取り扱うもの（令第10条第6項）を除く。） ② 屋内タンク貯蔵所 ③ 地下タンク貯蔵所 ④ 簡易タンク貯蔵所 ⑤ 移動タンク貯蔵所 ⑥ 屋外貯蔵所 ⑦ 自家用給油取扱所（令第17条第3項第6号）のうち、屋外型のもの（府令第28条第2項に基づく令第17条第1項に掲げる基準の特例を受けるもの）で、そのうち圧縮天然ガス等又は圧縮水素充てん設備を設置するもの以外のもの
C	① 製造所 ② 屋外タンク貯蔵所 ③ 給油取扱所（区分D⑦に該当するものを除く。） ④ 移送取扱所 ⑤ 一般取扱所
D	① 屋内貯蔵所 ② 屋内タンク貯蔵所 ③ 地下タンク貯蔵所 ④ 簡易タンク貯蔵所 ⑤ 移動タンク貯蔵所 ⑥ 屋外貯蔵所 ⑦ 自家用給油取扱所（令第17条第3項第6号）のうち、圧縮天然ガス等又は圧縮水素充填設備を設置するもの以外のもの ⑧ 販売取扱所

凡例

令：危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

府令：危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）